

## 感染症による「登園停止期間の基準」について

大利根ふじこども園

大利根ふじこども園では、園児が下記の感染症になった場合、「学校保健安全法施行規則」に準じて登園停止期間を定めています。

なお、その感染症が治ったり、軽快したりして登園するときは、「登園許可証」が必要です。お子さんとまわりの園児の健康を守るために、ご理解・ご協力をお願いします。

### 「学校保健安全法施行規則」

区分	病名	登園停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ ※上記に加え、感染症法の該当条項に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱剤を使わずに解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、解熱剤を使わずに解熱し症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	結核 侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 第3種その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで

### ○第3種その他の感染症について

急性細気管支炎(RSウイルス感染症など) 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑(リンゴ病) ヘルパンギーナ マイコプラズマ肺炎 ウイルス性胃腸炎 帯状疱疹 突発性発しん アタマジラミ 伝染性軟属腫(水いぼ) 伝染性膿痂疹(とびひ)

これらの病気に罹った時は、登園する時に「登園許可証の提出が必要か、否か」は医師の指示に従ってください。

### ○その他

「疥癬(かいせん)」については学校保健安全法に準じていませんが、他の人に感染する恐れがありますので、集団生活に配慮し、医師の診断を受けてください。そのため、「疥癬」に罹った場合も、登園する時に「登園許可証の提出が必要か、否か」は医師の指示に従ってください。

※ 第1種もしくは第2種の感染症患者を家族に持つ者、または家族(兄弟等)が発熱や嘔吐、下痢等の感染症の疑いが見られる者については、医師において感染のおそれがないと認められるまで、登園を控えるなどのご協力をお願いします。

